

川辺町国民健康保険税減免取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月25日

川辺町長

木下 宙

川辺町規則第 17 号

川辺町国民健康保険税減免取扱規則の一部を改正する規則

川辺町国民健康保険税減免取扱規則(平成10年川辺町規則第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次のただし書を加える。

ただし、第1号に該当する場合は当該災害等が発生した日以後の納期に係る納付額に相当する金額について、第3号に該当する場合は収容され、又は拘禁された日以後の納期に係る納付額に相当する金額について減免する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。